

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：32411

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530067

研究課題名(和文)精神障害者による児童虐待への対応に関する法学的研究

研究課題名(英文)A juristic study on measures to bring about a substantive enhancement of outcomes in cases of child abuse by mentally disabled people

研究代表者

吉田 恒雄(Tsuneo, Yoshida)

駿河台大学・法学部・教授

研究者番号：90147918

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：精神障害者による児童虐待に関するアンケート調査からは、担当者がとりわけ困難な課題と感じているのは、当事者との関係の構築や精神保健福祉に関する専門知識の不足であることが明らかになった。先行研究調査からは、この問題の背景には精神障害だけでなく複合的原因があること、この問題が児童虐待への対応、社会的養護の根本的課題であり、かつ多機関連携がとくに求められる課題であることを知ることができた。法学文献調査からは障害者による在宅子育て支援の視点を法律に明記することが重要であることが、関連分野の研究者・実務家からは対応組織のマネジメントの重要性、重大事件でのケースの評価に関する課題が示された。

研究成果の概要(英文)：Findings from the questionnaire survey on child abuse by people with mental disabilities: the establishment of effective relationships with vulnerable children and their abusers, and the lack of focussed expertise in this area of mental health and child welfare, are the most challenging aspects confronting mental health professionals and other stakeholders engaged with this issue. From the prior research: the proximate cause of abuse and neglect is not simple mental disorder, but rather more complex; this complexity fundamentally characterises child abuse and social welfare. Extensive study of the literature extant on this subject concluded that clear definition of where law stands for the support of people with mental disabilities who are rearing children at home is key to improving outcomes. Interviews with academics and public and private sector stakeholders highlighted a requirement for strong governance within all the related organisations.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：児童虐待 精神障害者 子育て支援 機関連携 要保護児童対策地域協議会 子どもの権利条約 障害者権利条約

1. 研究開始当初の背景

(1) これまでの研究成果と着想に至った経緯

これまで児童虐待の防止については、発生予防、介入、保護・支援の3つの段階に依りてさまざまな研究がなされ、その成果にもとづき法律改正が実現し、種々の施策が講じられてきた。これらの取組みにより、相応の虐待対応がなされるようになったものの、児童相談所はもちろん、家庭児童相談の第一義的窓口である市町村でも、精神障害を有する保護者による児童虐待への対応に苦慮しているのが実情であり、早急に手立てを講じる必要性を痛感しているところである。

これら精神障害を持つ保護者による児童虐待に関しては、これまでの虐待対応マニュアル等では十分な記述がなされず(日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き』(2009年、有斐閣)他)、親とのかかわりを持っていない子どもへの暴力や餓死、衰弱死に至るケースが報告されている。本研究は、これまでの虐待対応状況を再検討し、とくに精神障害を持つ保護者による虐待に焦点を当てたマニュアルの作成を目的に、事例の分析、対応方法等について社会学・児童福祉学両面から学際的に検討を行うことを目的とする。

(2) これまでの研究成果と発展させようとする内容

これまで研究代表者は、児童虐待に関する法制度のあり方を中心に研究を進めてきた(吉田恒雄編『児童虐待防止法制度 課題と方向性』(2003年、尚学社)他)。これらの研究により、児童虐待防止のために必要な制度改正、改正された制度に残された課題が明らかされた。

本研究は、これらの総論的な法学研究をさらに進展させ、各論としての精神障害者による児童虐待という現在の喫緊の課題について、必要な法制度、運用、人材育成などについて研究を進展させようとするものである。

2. 研究の目的

児童虐待の防止については、法制度はある程度整備されてきたものの、児童福祉の現場では困難ケースがなお残されている。その一つが精神障害者である保護者による虐待である。この課題は、精神保健福祉と児童福祉の狭間にある課題であり、これまでいずれの面からも十分な研究がなされておらず、適切な対応がなされているとは言い難い状況である。

本研究は、精神障害を持つ保護者による児童虐待の原因を明らかにするとともに、その対応方法を児童福祉学と法学的視点の両面から学際的に研究し、児童虐待の発生予防、再発防止につなげることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) アンケート調査

埼玉県的全市区町村の要保護児童対策地域協議会(以下、要対協と表記する)を対象に、その調整機関職員の経験、精神障害を有する保護者による虐待ケースへの対応の現状と課題等に関するアンケート調査を行った。

(2) ヒアリング調査

(1)のアンケート調査を踏まえて、二つの自治体のヒアリング調査を行うとともに、児童福祉司、児童福祉研究者、精神保健研究者との間で精神障害を持つ保護者による虐待の実情、機関連携の状況、組織的対応のあり方等について意見交換を行った。

(3) 保健師との協働

精神障害を持つ保護者への対応について、精神保健、母子保健の立場から、保健師による示唆を得た。

(4) 文献調査

本テーマに関する判例、審判例を調査するとともに、文献から精神障害を持つ保護者への子育て支援関連法及び施策の内容とその運用状況、課題、子どもの権利条約及び障害者権利条約における障害者による子育て支援の理念等を検討した。

(5) 研究成果の取りまとめ

以上の研究のうち(1)アンケート調査については「対応困難な保護者による子ども虐待への市町村の対応に関する調査報告書」(平成25年3月)にまとめ、(2)~(4)は「精神障害者による児童虐待への対応に関する法学的研究報告書」(平成26年3月)としてまとめ、課題解決のための提言を付した。

4. 研究成果

(1)~(4)の研究から明らかになったのは以下の内容である。

(1) アンケート調査

対応のあり方

() 課題

困難ケースに対応しているのは、「市の児童福祉」担当であり、母子福祉、児童相談所がこれに続いている。しかし、メンタル面での課題がありながら、障害福祉担当が主たる機関として関わることは少なく、関連機関としてのかかわることが多い。現実には、要対協調整機関を主に児童福祉担当が担い、母子保健、学校、児童相談所とともに障害福祉担当が関係機関として関与しているものと推測される。

対応上の困難点として、まずあげられたのは「保護者とのコミュニケーション」であり、その内容は自由記述をみると、「連絡がとれない」、連絡がとれても「支援に対する理解不足」や「コミュニケーションが困難」があげられた。他方で、「支援の必要性を感じない」保護者や経済的理由等により支援が拒否されることもあげられた。コミュニケーションの不足とも関連するが、保護者が自らの課題についての認識がなく、通院治療に至らないケースや、保護者の理解能力不足、養育力

の不足、判断力の不足から支援に至らないケースも見られた。なかには行政への強い不信感から支援を拒否する保護者もある。かりに支援につながったとしても、家庭の養育状況の改善にまで至らないといったケースもある。

以上のように対応困難ケースは、メンタル面に限ったとしてもその原因は多様であり、困難の内容もたんなる拒否から、支援の受け入れ困難まで多岐にわたっていることが明になった。

() 提案

(ア) 対応のあり方

自由記述にみられる「うまくいったケース」では、これらの課題への対応について、いくつかのヒントを得ることができた。機関連携については、要対協のケース会議や実務者会議を開催し、役割を分担し、定期的に情報交換をすることが効果的であるとの意見があった。訪問については、継続的な訪問によりうまくいった例が紹介されている。また、主担当医機関の訪問が、対象となる保護者から警戒され拒否されている場合には、主担当以外の機関による訪問が、保護者にとっては警戒心をもたずに受け入れられる余地のあることを示唆している。また具体的に、障害者支援センターの相談員の訪問により母親との関係が形成され、家庭環境が改善された例も報告されている。地域的に民間団体の活用が図れるときには、ケースに応じてホームスタートなど、敷居の低いサービスの導入が検討されてもよいと思われる。

これら訪問に際しては、たんなる状況把握に留まることなく、保護者のメンタル面に関する知識や医療・福祉等の具体的に有用な情報を提供することで、保護者との関係構築につながることもある。

コミュニケーションが取れる段階に至ったときには、障害者手帳の取得、養育訪問支援事業、ホームヘルパーの派遣など、具体的に役立つ福祉サービスの導入につなげるのが効果的であると思われる。さらにホームヘルパー等、外の眼が入ることで家庭環境の改善につながる効果も期待できよう。

このようなメンタル面に課題をもつ保護者にとって有効な情報やサービスに関しては、障害福祉部門が把握しており、個別ケース会議でこれら情報等について実際に保護者に対応する担当者に伝えられることで、コミュニケーションが困難な保護者とのつながりをキッカケとすることも期待できよう。またこれら情報等について、関係機関が十分に理解しておくことで、困難ケース一般への対応に役立てることができるところから、実務者会議での情報共有も有効である。

他方で、メンタルに課題のある保護者が支援を受け入れる意思や力が乏しい場合には親を通じての子どもへの支援はきわめて困難になる。こうした事例については、保護者

への治療的支援を継続する一方で、子どもの悩みに応える相談員制度や一部地域で実施されている「学習ボランティア」など、子どもに対する直接の支援を行う必要がある。保護者に対する在宅支援のメニューは、マイ・ツリーやコモンセンス・ペアレンティングなどが徐々に整えられてきているが、子どもに対しては、学校や保育所などで対応するのが一般的であり、それ以外は現状では十分とはいえない。メンタル面に課題のある保護者をもつ子どものもつ不安や孤立感に配慮し、子どもへの直接支援のメニューを今後、充実させる必要がある。

なお、以上述べたことは、対応困難事例一般についての提案であり、それぞれのメンタル面での課題は、その内容が異なることから、対応についても実際には個々の状態に即した対応が必要になることに注意が必要である。

(イ) 要対協における児童福祉と精神保健部門の連携

他の調査によれば、児童福祉部門での障害児・者福祉に関する理解不足・情報不足も指摘されているところから、調整機関は、ケースの内容に応じて障害福祉部門の参加の必要性を認識しておく必要がある。また、実務者会議、代表者会議においては、個々のケースに適切に対応できるよう、各会議の構成部署として障害部門が参加すべきであるし、可能なかぎり精神科医療との連携を図る必要がある。同時に、メンタル面に課題を有する保護者に対する支援のために、保健所はもちろんのこと、精神保健福祉センター等、精神保健福祉機関をこれら会議の構成機関とすることも必要であろう。

要対協調整機関の対応力については、研修の不足が課題となるが、市町村単独の研修では予算上の負担が大きいのであれば、複数自治体による広域の研修も検討されてよいであろう。とくに精神医療・保健・福祉に関する研修は、早急に実施する必要がある。また、精神保健福祉上の対応については、都道府県保健所による関与が不可欠であろう。

(2) ヒアリング調査

2市におけるヒアリング調査

2市におけるヒアリング調査からは、メンタル面に問題のある保護者による児童虐待ケースは、解決するというよりは、他市への転出等で対応件数が減ることはあっても、アンケート調査時に比べて状況は変わっていないこと、対応上の工夫としてケースを抱え込まない、関係機関にできるだけ声をかけ情報を得るようにすること、障害者ヘルパーや保育所を活用している状況などを知ることができた。とくに、本テーマに関わる支援としては、児童福祉、精神保健福祉、母子福祉等のさまざまな分野に支援事業があるところから、有償・無償の違い、診断の要否、利用回数制限等に留意しながら、ケースの実情に応じてこれらの支援策を使い分けるとい

った工夫がなされていることが明らかになった。こうした運用をするには、各部署との緊密な連携とともに、専門的な知識が必要になると思われる。

児童福祉司等との意見交換

座談会形式により、児童福祉司、児童福祉研究者、精神保健福祉研究者との意見交換を行った。これにより、精神障害を持つ保護者による児童虐待問題は、虐待対応、社会的養護の根本的課題であること、この種のケースについては、特定の職種によるケースの見立てではなく、多様な視点からのケースの診断が不可欠であること、チーム対応をするためのマネジメントの重要性等が指摘された。また機関連携のためには、各職種による合同研修の有効性も指摘された。

(3) 保健師からの示唆

保健師の論稿からは、メンタルヘルスに課題を持つ親に負荷がかかった場合に虐待のリスク要因が高くなること、要対協調整機関における対応困難事例（統合失調、うつ、アルコール依存、人格障害等）においてはうつ病、気分障害事例で最も困難を感じており、次いで統合失調症・知的障害であること、市町村においても診断はついていないが人格障害が疑われる親にも困難を感じていることが明らかにされた。これらの状況を踏まえて、主として産後うつ病を主とするうつ病、気分障害及び統合失調症について、児童虐待のメカニズムや特徴、親への対応や支援のあり方、連携の取り方などが論じられた。結びとして、援助者が家族の抱える病理の「闇」にアプローチしていくには自分自身が支援チームからサポートされている感触とネットワークを持つべきであると結論付けられた。

(4) 文献調査

文献踏査からは、この問題が児童虐待問題として重大な課題であり、児童福祉の現場では根本的な課題といっても過言でない状況にあることが明らかになった。審判例・判例の調査では、精神障害を有する保護者による虐待事例で公表された事例は多くないことがわかった。

この問題の解決には、精神障害を持つ保護者への対応方法の開発、対応する人材の質・量の向上はもちろんのこと、これまで以上に関係機関等の緊密な連携が求められる状況にある。また、精神障害を持つ保護者による虐待防止のための制度が多面的に用意されているものの、それぞれの制度間の整合性がかならずしも維持されていないことも明らかになった。たしかに要対協が児童福祉法に規定され、機関連携が明確な責任体制のもとに実施され、連携を容易にするための制度も設けられているものの、調整機関の担い手や守秘義務、個人情報の利用等についてはなお課題も残されていることが明らかになった。

以上の検討を踏まえて、現在の法制度運用上の視点と方向性を提示するため、以下の提

言を行った。

障害者支援としての「子育て支援」の法的明確化

精神障害者による児童虐待防止制度を構築するには、子どもの生命・身体・成長発達権利を保障するとともに、保護者が地域社会で子育てできるような独自の支援制度を設ける必要がある。この意味で、現在の障害者基本法や障害者総合支援法のなかに、障害者権利条約にもとづいて、国および自治体に障害者による子育てを支援する責務を明文化する必要がある。

合同研修の実施

この問題に対応するための多機関連携を実質化するために、各機関独自の専門性の強化だけでなく、他機関の機能・役割・限界を相互に理解するための「合同研修」を積極的に行う必要がある。

要対協への精神保健福祉部門の参加

機関連携を有効に行うためには、要対協に保健師、精神保健福祉士等、精神保健福祉を担う職種の参加を不可欠とするとともに、庁内連携を円滑に行うために、障害福祉担当課が加わる必要がある。

他方で、精神障害のある保護者により養育される子どもは、ともすれば保護者の状態について理解をもちえず、また現在の状況について相談できる人がいないことも少なくないといわれる。こうした孤立した子どもの存在が知られずに、不安な気持ちのまま子どもが成長することが放置されてはならない。精神障害ある保護者への在宅支援の充実を図ることは、同時にこうした子どもへ直接の支援の充実につながるものでなければならない。今後、各地の先進的な取組みの調査を通じて、これらの子ども支援のあり方を検討したい。

(5) 研究成果の位置づけ

わが国においては、精神障害者による児童虐待問題は、小児医学、児童精神医学、精神保健福祉分野における研究を若干は見るができるが、児童福祉学、法律学からのアプローチとしては、この問題にとくに焦点を当てた本格的な研究は行われていない。その原因としては、この問題が社会福祉、医療、法律、心理等多岐にわたる分野にかかわる問題であり、これらを総合的に俯瞰するのが困難であることがあげられよう。本研究もその例にもれず、法律学の観点からの研究としては、関連する法制度の概略を把握し、その運用実態に若干触れることができたものの、各制度の関係や効果的運用方法にまで踏み込んだ研究には至らなかった。さらに、これら複合的な課題を担う担当者の支援や育成も重要な課題であるが、合同研修の有効性を指摘するにとどまり、その具体的なプログラムの提示にまでは至っていない。現状では、本研究の持つ意義としては、本テーマに関連する法制度が概観されたこと、制度の運用実態と課題がある程度示された点では意義があると

思われる。

先進諸国では、このテーマは、アルコール・薬物依存問題と密接な関係を持って研究されている。わが国でも同様の問題は存在するが、医学的アプローチはともかく、児童福祉、精神保健福祉学からの研究は十分とは言えず、いわんや法律学からの研究は例を見ない。

今後は、諸外国の研究動向も踏まえながら、わが国の関連制度をさらに詳細に検討し、その運用状況を踏まえて課題を整理し、可能であれば、関係者の対応力の向上に繋がるマニュアルやプログラムの開発に取り組みたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

吉田恒雄、対応困難な保護者による子ども虐待への市町村の対応に関する調査、対応困難な保護者による子ども虐待への市町村の対応に関する調査報告書、2013, 査読なし、pp.1-40

[学会発表](計 2 件)

吉田恒雄、精神障害者による児童虐待への法的対応 序説、児童福祉法研究会、2014年3月27日、中央大学駿河台記念館

吉田恒雄、対応困難な保護者による子ども虐待への市町村の対応に関する調査について、2013年2月26日、中央大学記念館

[図書](計 1 件)

吉田恒雄(編著)、精神障害者による児童虐待への対応に関する法学的研究(調査報告書)、2014, 査読なし、尚学社、74(1・20、35・74)

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉田 恒雄 (駿河台大学)

研究者番号：90147918